

医薬部外品製造販売業許可証

氏名又は名称

ヴィタリス製薬株式会社

主たる機能を有する 事務所の名称

ヴィタリス製薬株式会社

主たる機能を有する 事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町下細谷96

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 12 条第 1 項の 規定により許可された医薬部外品製造販売業者であることを証明する。

令和 6年 3月 8日

埼玉県知事



有効期間 令和 6年 3月11日から 令和 11年 3月 10日まで